



誇大広告に注意しましょう！

効果的な内容ばかりが強調された広告に、興味を引かれたことはありませんか？

事例1

毎日飲むだけで
「絶対にやせる！」と
書いてあったダイエット
サプリを購入し、
1か月飲んでみたが
期待する効果を
感じられなかった...



事例2

使用者の口コミに
「シミが無くなった」と
書いてあったクリームを、
購入し使用したが
効果を感じられ
なかった...



誇大広告が疑われる広告とは・・・？

- 効果が不確かであるにもかかわらず、虚偽や誇大な広告によって消費者を誘い込むもの
- 健康食品や化粧品といった、効果に個人差があるものであっても、利用者が確実に効果を実感できるかのような表現が使われているもの
- 初回のみ90%オフといった「初回限定価格」の好条件ばかりが強調されているが、実際の契約には通常価格での定期購入が条件となっているもの

以下のような表現は
誇大広告にあたります^(注1)

- ○ヶ月で○キロやせた
- 体脂肪を減らす
- シミが消えた
- 使い始めてすぐに効果を実感
- 痛みが取れた



注1：健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について（平成28年6月30日 消費者庁制定）より



- ウソ、大げさ、紛らわしい広告に注意しましょう！
- 注文前に、必ず契約内容を確認しましょう！

◆ 当別町では、訪問販売など消費者トラブルの相談窓口を開設しています
開設時間：午前8時45分～午後5時15分（月曜日～金曜日 年末年始・祝日は除く）
開設場所：当別町役場 環境生活課町民生活係（1階） ☎（0133）23-3209

発行／当別町住民環境部環境生活課町民生活係